

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：公共下水道事業特別会計

事業名	下水道事業		
事業開始年月日	昭和52年2月22日	地方公営企業法の適用・非適用	□適用 ■非適用
団体名*	本宮市	職員数* (H19. 4. 1現在)	4名
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	252.6円/m ³ (H17)	公営企業債現在高(百万円)	6,031(H18)
累積欠損金(百万円)	0(H18)	利益剰余金又は積立金(百万円)	18.5(H18)
不良債務(百万円)	0(H18)	財政力指数*	0.63(H18)
資金不足比率(%)	0(H18)	実質公債費比率* (%)	20.7(H18)
		経常収支比率* (%)	89.5(H17)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input checked="" type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平19年1月1日 合併前市町村：本宮町、白沢村 公共下水道事業については、本宮町のみ実施。]

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	本宮市長 佐藤嘉重
既存計画との関係	合併により新規策定中
公表の方法等	議会説明・ホームページ
基本方針	水洗化向上の普及啓発を図り、また定期的な使用料の見直しを行うことにより収入の確保を図りながら、維持管理費等の削減によりコストダウンも図り、一般会計からの繰入金金を削減し、経営の健全化を目指す。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	134	231	89	454
	補償金免除額	16	51	16	83
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	69	181		250
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	177	19	50	245

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公営企業債	公共下水道	134,007	231,560	88,633	454,200
	流域下水道	31,206	38,809	12,676	82,691
合 計 (A)		165,213	270,369	101,309	536,891
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		165,213	270,369	101,309	536,891

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公営企業債	公共下水道	68,901	181,223		250,124
合 計 (A)		68,901	181,223		250,124
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		68,901	181,223		250,124

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公営企業債	公共下水道	157,815	14,874	43,980	216,669
	流域下水道	10,019	2,525	5,541	18,085
合 計 (A)		167,834	17,399	49,521	234,754
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		167,834	17,399	49,521	234,754

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>平成15年度から事業規模を縮小し、また同年に使用料の改定(約20パーセントの値上げ)もしているが、過去の投資が多めで公債費が大きいため、一般会計繰入金への依存度が高い。</p> <p><繰入金></p> <p>平成16年度 - 434百万円</p> <p>平成17年度 - 397百万円</p> <p>平成18年度 - 431百万円</p>
経営課題	<p>課題 ① 水洗化率の向上</p> <p>平成18年度末現在の水洗化率は79%で、水洗化向上のため普及啓発を図っているが、金額が高額なため、新築や増改築時でもないとは接続が進まないのが現状である。</p>
	<p>課題 ② 使用料の改定</p> <p>平成15年度に、供用開始後初めての改定(値上げ)を行い、再度見直しの時期にはきているが、町村合併直後でもあるため、今後、改定時期を慎重に検討していきたい。</p>
	<p>課題 ③ 事業区域の見直し</p> <p>コストの高い地域の事業実施を休止又は廃止し、低コストで水洗化率向上の見込める地域(住宅密集地区)の事業実施を目指す。</p>
	<p>課題 ④</p>
	<p>課題 ⑤</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円、％）

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
収益的 収支	収益的 収入	1 総 収 益 (A)	449	442	462	441	410	490	480	479	491	493	
		(1) 営 業 収 益 (B)	242	263	283	284	294	339	345	349	364	373	
		ア 料 金 収 入	145	170	189	196	204	204	208	212	227	243	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
		ウ そ の 他	(97) 97	(93) 93	(94) 94	(88) 88	(86) 90	(135) 135	(137) 137	(137) 137	(137) 137	(130) 130	
		(2) 営 業 外 収 益	207	179	179	157	116	151	135	130	127	120	
		ア 他 会 計 繰 入 金	89	156	177	153	114	151	135	130	127	120	
	イ そ の 他	118	23	2	4	2							
	収益的 支出	2 総 費 用 (D)	426	398	397	218	385	381	372	364	357	349	
		(1) 営 業 費 用	179	163	174	156	183	188	187	187	188	188	
		ア 職 員 給 与 費	23	22	23	24	33	31	31	31	31	31	
		うち退職手当											
		イ そ の 他	156	141	151	132	150	157	156	156	157	157	
		(2) 営 業 外 費 用	247	235	223	62	202	193	185	177	169	161	
ア 支 払 利 息		70	67	65	62	59	56	54	51	48	45		
うち一時借入金利息	177	168	158		143	137	131	126	121	116			
イ そ の 他													
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	23	44	65	223	25	109	108	115	134	144			
資本的 収支	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	740	456	405	425	480	402	389	374	351	331	
		(1) 地 方 債	209	67	161	172	193	229	210	200	180	175	
		(2) 他 会 計 補 助 金	309	322	184	205	230	130	135	132	130	130	
		(3) 他 会 計 借 入 金											
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	157	33	31	32	36	36	36	36	36	21	
		(6) 工 事 負 担 金	49	31	21	16	11	7	8	6	5	5	
	(7) そ の 他	16	3	8		10							
	資本的 支出	2 資 本 的 支 出 (G)	815	475	487	513	502	512	493	485	469	451	
		(1) 建 設 改 良 費	405	133	123	108	113	114	90	86	80	76	
		うち職員給与費	27	20	10	10							
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	410	342	364	405	389	398	403	399	389	375	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-75	-19	-82	-88	-22	-110	-104	-111	-118	-120			

(単位:百万円,%)

区 分	年 度									
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	-52	25	-17	135	3	-1	4	4	16	24
積 立 金 (K)										
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	73	21	46	29	15	18	17	21	25	41
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	21	46	29	164	18	17	21	25	41	65
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)										
実 質 収 支 (N)-(O)	21	46	29	164	18	17	21	25	41	65
黒 字 (P)										
赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)										
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	53.71	59.73	60.71	70.79	52.97	62.90	61.94	62.78	65.82	68.09
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)										
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	242	263	283	284	294	339	345	349	364	373
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)										
積 立 金 現 在 高										
企 業 債 現 在 高	6,657	6,660	6,457	6,224	6,031	5,938	5,740	5,552	5,374	5,167
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	6,657	6,660	6,457	6,224	6,031	5,938	5,740	5,552	5,374	5,167
うちその他に係るもの										

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度									
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	185	249	272	241	201	286	272	267	264	250
うち基準内繰入金	145	134	144	211	193	276	264	259	257	244
うち基準外繰入金	40	115	128	30	8	10	8	8	7	6
うち料金収入に計上すべき繰入等										
うち赤字補てん的なもの	40	115	128	30	8	10	8	8	7	6
資 本 的 収 支 分	309	321	184	205	230	130	135	132	130	130
うち基準内繰入金	100	110	113	106	96	39	39	38	37	37
うち基準外繰入金	209	211	71	99	134	91	96	94	93	93
うち赤字補てん的なもの	209	211	71	99	134	91	96	94	93	93

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)											
料金回収率*	(%)	23	31	34	35	42	43	44	46	48	49	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	54	60	61	71	53	63	62	63	66	68	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分	(%)	20	35	38	35	28	31	28	27	26	24
	うち基準内繰入金	(%)	16	19	20	30	27	30	27	26	25	24
	うち基準外繰入金	(%)	4	16	18	4	1	1	1	1	1	1
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)	4	16	18	4	1	1	1	1	1	1
	資本的収入分	(%)	42	71	45	48	48	32	35	35	37	39
	うち基準内繰入金	(%)	14	24	28	25	20	10	10		11	11
	うち基準外繰入金	(%)	28	46	18	23	28	23	25	35	26	28
うち赤字補てん的なもの	(%)	28	46	18	23	28	23	25	35	26	28	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	使用料収入については、住宅団地への順調な新築もあり、毎年2%程度の伸びを見込んでいる。 使用料の改定については、収支状況のバランスを勘案しながら慎重に検討していきたい。
2 他会計繰入金の見込み	使用料の増収と、維持管理費等の削減により、他会計繰入金の減少を見込んでいる。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	予定なし。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>集中改革プランでは、下水道部門の目標は設定していないものの、本市全体として平成17年4月1日の職員数は295人、平成22年4月1日の職員数を276人とし、19人の削減を目標としている。今回の財政健全化計画では、平成22年4月1日の目標を232人としており、集中改革プランよりも大幅に削減することとしている。平成23年4月1日には230人とし、プラン終了後もさらなる削減をしていく予定である。職員数 H19 247人、H20 242人、H21 236人、H22 232人、H23 230人</p> <p>地域民間給与の適切な反映、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与への反映を内容とする公務員の給与構造改革を踏まえ、給料表及び給与制度の見直しを実施している。地域手当については、合併前より調整手当の支給対象となっている地域がなかったことから、設けなかったところである。</p> <p>技能労務職員がいないため、該当なし。</p> <p>特昇制度は廃止したが、50歳以上の職員の早期退職の場合のみ、退職時に昇給する制度はある。しかし、今後廃止に向けた検討を行う。</p> <p>共済組合の事業主割合はほぼ二分の一で行っている。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	<p>・旅費－出張目的及び効果を検討し、必要最小限にとどめる。 ・需用費－必要最低限以外のものは購入せず、同種の物品等については一括購入し経費を削減する。また印刷製本等で自ら作成可能なものについては、業者を利用しない。 ・委託料－内容を十分検討し、職員のできるものは自ら行い、また施設の維持管理については、長期継続契約とすることによりコストの削減を図る。</p> <p>施設の維持管理については民間委託済み。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への 引上げ、売却可能資産の処分等による歳入 の確保	
○ 料金水準が著しく低い団体にあつて は、コスト等に見合った適正な料金水 準への引き上げに向けた取組	収支状況のバランスを考案し、下水道事業運営審議会並びに市議会に諮りながら、段階的な使用料の改定を図っていく。(課題②)
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開 の推進と行政評価の導入	
○ 経営健全化や財務状況に関する情報 公開	経営健全化の取組状況や、当初予算、決算、上半期・下半期の予算執行状況について、広報誌・ホームページで公表する。(課題①)
○ 行政評価の導入	現在、基本事業についての評価を実施中。今後、事務事業評価への移行を進めるとともに、評価範囲を施策評価にまで拡大し、その評価結果を 予算編成等へ反映していきたい。(課題③)
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	すでに、必要最小限まで職員数を純減してはいるが、現在、合併後の集中改革プランを策定中であるため、そのプランに基づいて進める。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	使用料の改定や維持管理費の削減（長期継続契約等）を図るとともに、事業変更認可による認可区域の見直し（縮小）を行い、必要最低限の事業を実施する。（課題②）
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	使用料の改定や維持管理費の削減（長期継続契約等）、最低限の事業実施により、一般会計からの基準外繰入金金の減少を図る。（課題②）
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

<p>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</p> <p>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。</p> <p>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。</p> <p>5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</p> <p>6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</p> <p>8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。</p> <p>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。</p> <p>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</p>

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等
(5) 下水道事業

区分	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計
収入の確保	① 処理区域内人口(人)	11,563	11,693	11,773	11,980	12,080		12,200	12,320	12,450	12,570	12,700	
	A 増減	150	280	360	567	667	2,024	120	240	370	490	620	1,840
	水洗便所設置済人口(人)	7,868	8,109	8,423	8,952	9,493		9,870	10,270	10,680	11,100	11,550	
	B 増減	305	546	860	1,389	1,930	5,030	377	777	1,187	1,607	2,057	6,005
	水洗化率(%)	68	69	72	75	79		81	83	86	88	91	
	C 増減	2	3	5	8	12	31	2	5	7	10	12	36
	有収水量(m ³)	1,009,377	1,042,522	1,080,840	1,296,216	1,180,601		1,205,000	1,228,000	1,251,000	1,278,000	1,303,000	
	D 増減	12,377	45,522	83,840	299,216	183,601	624,556	24,399	47,399	70,399	97,399	122,399	361,995
	② 使用料単価(円/m ³) (使用料収入/有収水量)	144	163	175	151	173		169	169	169	178	186	
	E 増減	-1	18	30	6	28	81	-3	-3	-3	5	14	8
③ 料金改定率(%) (料金改定実施年度に記載)		20					20				5	5	10
F 増減		20									5	5	10
④ その他()							0						
G 増減							0						
H 増減							0						
経営の効率化	⑤ 職員1人当たりの営業収益(千円)	40,333	52,600	70,750	71,000	73,500		84,750	86,250	87,250	91,000	93,250	
	増減	-12,246	21	18,171	18,421	20,921	45,288	11,250	13,750	17,500	19,750	19,750	75,000
	職員数(人)	6	5	4	4	4		4	4	4	4	4	
	増減	0	-1	-2	-2	-2	-7	0	0	0	0	0	0
	管理運営費(千円)	837,068	739,749	761,054	771,885	773,051		779,000	775,000	763,000	746,000	724,000	
	I 増減	152,112	54,793	76,098	86,929	88,095	458,027	5,949	1,949	-10,051	-27,051	-49,051	-78,255
	⑥ 処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	72	63	65	64	64		64	63	61	59	57	
	J 増減	12	3	5	4	4	29	-0	-1	-3	-5	-7	-16
	汚水処理原価(円/m ³) (汚水処理経費/有収水量)	639	522	521	427	413		405	406	407	406	407	
	K 増減	261	144	143	49	35	633	-8	-7	-6	-7	-6	-33
汚水処理原価(維持管理費)(円/m ³) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	134	119	119	89	118		115	112	111	109	107		
L 増減	13	-2	-2	-32	-3	-27	-3	-5	-7	-9	-10	-34	
M 増減													
⑦ 使用料回収率(%) (E/K×1,000)	22	31	34	35	42		42	42	42	44	46		
増減	-16	-7	-5	-3	4	-27	-0	-0	-0	2	4	5	
⑧ 累積欠損金比率(%)													
増減													
⑨ 企業債現在高(百万円)	6,657	6,660	6,457	6,224	6,031		5,938	5,740	5,552	5,374	5,167		
増減	-354	-351	-554	-787	-980	-3,026	-93	-291	-479	-657	-864	-2,384	
収入の確保	使用料収入	145,389	169,946	188,664	195,715	203,672		204,017	207,921	212,080	227,000	243,000	
	改善額	4,600	29,157	47,875	54,926	62,883	199,441	345	4,249	8,408	23,328	39,328	75,658
	①有収水量の増加	4,600	10,416	16,464	22,754	29,296	83,530	345	4,249	8,408	12,650	16,976	42,628
	②使用料の適正化		18,741	31,411	32,172	33,587	115,911				10,678	22,352	33,030
	③収納率の向上												
④その他()													
改善額													
経営の効率化	管理運営費	837,068	739,749	761,054	771,885	773,051		779,000	775,000	763,000	746,000	724,000	
	うち職員給与と費中の退職手当を除いたもの	50,820	42,150	32,623	33,911	32,833		30,896	30,958	31,020	31,082	31,144	
	改善額	-5,777	2,893	12,420	11,132	12,210	32,878	1,937	1,875	1,813	1,751	1,689	9,065
	⑤職員給与と費の適正化	-5,777	2,893	12,420	11,132	12,210	32,878	1,937	1,875	1,813	1,751	1,689	9,065
	維持管理費(上記以外の適正化)												
	うち職員給与と費中の退職手当												
	⑥その他()												
改善額													
計画前5年間改善額 合計							232,319	千円		改善額 合計			84,723
												(参考) 補償金免除額	83,172

○計画前年度において使用料単価150円/m³(20m²当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を②に記載すること。

○「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

○「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

- 使用料適正化の考え方
- 民間委託の取組状況
- その他に記載された項目に関する取組等